

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第12号に掲げるはえ縄漁業(たら、めぬけ及びさめ)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年1月27日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
はえ縄漁業(たら、めぬけ及びさめ)	釧路総合振興局管内沖合海域	浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、次の点を順次結び点2から181度40分の線以西の海域。 点1 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点2 点1から181度40分7,000メートルの点	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	2隻	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和5年2月1日から令和5年2月末日まで 1. この公示に係る許可の有効期限は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。 2. この公示に係る起業の認可の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 3. この公示に係る申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公示に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付すことがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (3) 夜間操業する漁具には、浮標灯を付けなければならない。 (4) たら、めぬけ及びさめ以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (5) 知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。